

青森県報

第二千六百七十四号

平成十八年
九月一日
(金曜日)

目次

告示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高 齢 福 祉 課 社) …… 一
- 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(保 險 局) …… 一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) …… 一
- 技能検定試験の施行……………(同) …… 一
- 保安林皆伐許容面積の限度……………(労 政 ・ 能 力 開 発 課) …… 二
- 建設業者の許可の取消し……………(林 政 課) …… 三
- ……………(中 南 地 域 民 局) …… 六

告 示

青森県告示第六百四十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十八年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	名称	所在地	指定期間
社会福祉法人虹	青森市問屋町一丁目一五の二〇	訪問介護	ヘルパーサービス	青森市問屋町一丁目一五の二〇	平成十八年九月一日	
日本健康開発株式会社	弘前市大字八幡町三丁目一の一	通所介護	ひなた	弘前市大字神田一丁目六の三	平成十八年九月一日	

青森県告示第六百四十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十八年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所名称	所在地	指定期間
株式会社善世会	弘前市大字五代字従弟沢一〇三〇の五〇	居宅介護支援事業所高館山温泉	弘前市大字和田町四の八	平成十八年九月一日	

青森県告示第六百四十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十九条第一号の規定により公示する。

平成十八年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名 氏名又は 名称又は 名称	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予防 サービスの 種類	名 称	所 在 地	指 定 年月日
日本健康 開発株式 会社	弘前市大字八幡 町三丁目一の一	介護予防 通所介護	ひなた	弘前市大字神田 一丁目六の三	平成 一六・八・三
社団法人 公済会	むつ市小川町一 丁目一の五	介護予防 訪問介護	公済会訪問看 護ステーション やまびこ	むつ市小川町一 丁目一の五	一六・八・四
社会福祉 法人虹	青森市問屋町一 丁目一五の一〇	介護予防 訪問介護	ヘルパーステ ーションせせ らぎ	青森市問屋町一 丁目一五の一〇	"

青森県告示第六百四十三号

平成十八年度後期技能検定試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示する。

平成十八年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施職種

1 特級

機械加工、放電加工、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、自動販売機調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造

2 一級及び二級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業、設備診断作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工

（冷凍空気調和機器施工作業）、紳士服製造（紳士既製服型紙製作作業、紳士既製服縫製作業）、和裁（和服製作作業）、石材施工（石材加工作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業、和菓子製造作業）、酒造（清酒製造作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（アスファルト防水工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）、塗装（鋼橋塗装作業）

3 三級

機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）

4 単一等級

樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）、バルコニー施工（金属製バルコニー工事作業）

5 技能五輪

電工

二 実施期日

1 実技試験は、平成十八年十一月二十四日（金）から平成十九年二月十八日（日）までの間において、青森県職業能力開発協会が指定する日に行う。

2 学科試験

（一）平成十九年一月二十八日（日）に実施する職種

（1）一級及び二級

機械検査、電気機器組立て、紳士服製造、菓子製造、配管、型枠施工、鉄筋施工、ガラス施工

（2）三級

機械検査、電気機器組立て、配管

（二）平成十九年二月四日（日）に実施する職種

（1）特級

機械加工、放電加工、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、自動販売機調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製

造、プラスチック成形、パン製造

(2) 一級及び二級

さく井、自動販売機調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、石材施工、パン製造、酒造、建築大工、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテ
ンウォール施工、塗装

(3) 三級

冷凍空調和機器施工、建築大工

(4) 単一等級

樹脂接着剤注入施工、バルコニー施工

(三) 平成十九年二月十一日(日)に実施する職種

(1) 一級及び二級

機械保全、電気製図

(2) 三級

和裁

三 実施場所

1 実技試験は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。

2 学科試験は、次に掲げる場所において行う。ただし、受検人員により会場数が
増減される場合もある。

青森市 弘前市 十和田市

四 受検申請書の提出期限

平成十八年九月二十五日(月)から同年十月六日(金)まで

五 その他検定に關し必要な事項

1 受検申請書の用紙及び受検案内は、青森県職業能力開発協会て配布する。

2 受検申請書の提出先

青森市大字野尻字今田四三の一

青森県職業能力開発協会

3 技能検定についての詳しいことは、青森県商工労働部労政・能力開発課(電話
〇一七・七三四・九四一五)又は青森県職業能力開発協会(電話〇一七・七三八・
五五六一)へ問い合わせる。

青森県告示第六百四十四号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、

平成十八年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成十八年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

皆伐許容面積限度を定める単 位区域又は森林の集団の所在	保安林種	皆伐許容面積限度 (ヘクタール)
中村川(笹内川)	水源かん養保安林	一、二三〇・六七
岩木川下流	"	四二二・五一
岩木川上流	"	一、〇七七・九六
平川	"	五八五・六六
浅瀬石川	"	六八二・九六
今別川(蟹田川)	"	七五五・四九
青森地区	"	七五二・四二
下北東部	"	一、〇五六・九五
下北西部	"	八八一・一一
上北地区	"	一一三・六〇
七戸川	"	五九九・〇二
奥入瀬川	"	六四五・〇五
馬淵川下流	"	八九二・六八
新井田川	"	一五七・九三

五所川原市 前(平成十七年三月二十八日合併 の市浦村の区域に限る。)	つがる市 の(平成十七年二月十一日合併前 の木造町の区域に限る。)	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川、蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流	岩木川下流	中村川、笹内川
"	飛砂防備保安林	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	土砂流出防備保安林
六・二〇	六・一四	〇・一八	九八・二四	九六・四〇	一・一四	七七・九五	二二・四四	一四九・四六	一四〇・二六	二八・〇七	一〇六・三四	四〇・六八	七・四〇	三〇五・三五	一六七・五三

つがる市 の(平成十七年二月十一日合併前 の車力村の区域に限る。)	つがる市 の(平成十七年二月十一日合併前 の森田村の区域に限る。)	深浦町 前(平成十七年三月三十一日合併 の岩崎村の区域に限る。)	深浦町 前(平成十七年三月三十一日合併 の深浦町の区域に限る。)	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市 前(平成十七年三月三十一日合併 の八戸市の区域に限る。)	上北郡おいらせ町 百石町の(平成十八年三月一日合併前 の区域に限る。)	三沢市	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市 の(平成十七年三月十四日合併前 のむつ市の区域に限る。)	下北郡東通村
"	"	"	"	防風保安林	"	"	"	"	"	"	"	"	"
六九・一六	〇・八〇	〇・六〇	二・二八	三・五六	二・六六	四・八〇	一〇・一五	一一・五〇	一一・〇六	六・二〇	〇・三六	〇・三二	二二・二〇

つがる市 (平成十七年二月十一日合併前の木造町の区域に限る。)	五所川原市 (平成十七年三月二十八日合併前の市浦村の区域に限る。)	北津軽郡鶴田町	五所川原市 (平成十七年三月二十八日合併前の五所川原市の区域に限る。)	五所川原市 (平成十七年三月二十八日合併前の金木町の区域に限る。)	下北郡東通村	むつ市 (平成十七年三月十四日合併前のむつ市の区域に限る。)	上北郡野辺地町	上北郡六ヶ所村	上北郡横浜町	上北郡七戸町 (平成十七年三月三十一日合併前の七戸町の区域に限る。)	上北郡東北町 (平成十七年三月三十一日合併前の上北町の区域に限る。)	三沢市	十和田市 (平成十七年一月一日合併前の十和田市の区域に限る。)
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
五五・七〇	一五・六〇	三・二八	〇・〇二	〇・三〇	一三・八〇	四・二〇	〇・五〇	三三・八〇	八・三〇	〇・六六	〇・六〇	四・七〇	〇・四八

上北郡おいらせ町 (平成十八年三月一日合併前の百石町の区域に限る。)	北津軽郡中泊町 (平成十七年三月二十八日合併前の中里町の区域に限る。)	東津軽郡外ヶ浜町 (平成十七年三月二十八日合併前の三厩村の区域に限る。)	青森市 (平成十七年四月一日合併前の青森市の区域に限る。)	東津軽郡平内町	下北郡大間町	むつ市 (平成十七年三月十四日合併前の川内町の区域に限る。)	むつ市 (平成十七年三月十四日合併前の脇野沢村の区域に限る。)	上北郡東北町 (平成十七年三月三十一日合併前の東北町の区域に限る。)	上北郡七戸町 (平成十七年三月三十一日合併前の七戸町の区域に限る。)	十和田市 (平成十七年一月一日合併前の十和田市の区域に限る。)	三沢市	上北郡六ヶ所村
"	千害防備保安林	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
〇・〇二	二・四〇	〇・〇八	一・七六	五一・九二	三・六〇	二五・九四	四・九一	〇・三八	二・八〇	一・七八	三・二六	三九・三三

南部地区	三戸郡三戸町	三戸郡階上町	三・九四
津軽地区	三戸郡三戸町	三戸郡階上町	三・九四
南部町 (平成十八年一月一日合併前の 福地村の区域に限る。)	三戸郡三戸町	三戸郡階上町	三・九四
津軽地区	保健保安林	三戸郡階上町	三・九四
南部地区	保健保安林	三戸郡階上町	三・九四

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社サンビルド
- 二 代表者の氏名 中野 雄公
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字代官町一五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般・一六）第一七〇〇三号
- 五 取消年月日 平成十八年八月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十八年七月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町三丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭